

監査公表第1号

監査結果に基づく措置について

令和4年5月19日付監査報告第2号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和7年5月8日

大牟田市監査委員	岡	田	和	彦
同	塩	塚	敏	郎

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 塩塚 敏郎 殿

大牟田市長 関 好孝
(企画総務部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 5 月 1 9 日付、監査報告第 2 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(企画総務部)

1 市有地貸付収入 (公共施設マネジメント推進課)

市有地の貸付については、貸付人との間で土地賃貸借契約を締結し、その後 6 年ごとの契約更新が行なわれている。しかしながら、契約更新手続きがとられないまま、貸付料の徴収が行われているものが多数見受けられた。

また契約に当たり市内に住所又は事業所を有する者を連帯保証人に立てることとされているが、市外に住所を有するものを連帯保証人としているものが、19 件見受けられた。

さらに契約書等の日付けが鉛筆書き又は未記入であるもの、添付書類が不足するものなど不適切な事務処理も見受けられた。

市有地は市民の大切な財産であることを認識し、規則に則り適切な事務処理に努められたい。

【措置の状況】

一般会計

（企画総務部）

1 市有地貸付収入

（公共施設マネジメント推進課）

契約更新の手続きができていない方については、主に借受人の死亡や病気等で居住実態がなくなり相続関係が整理されずに、手続きが困難となっているケースがあります。その場合は相続人等への名義変更の手続きが必要になりますので、変更契約をされていない相続人については、速やかに変更契約を完了してもらい、貸付料の徴収ができるよう対応してまいります。

なお、連帯保証人については、契約にあたり市内だけに限定することで連帯保証人を立てられない契約者があることから、市内外を問わず連帯保証人を立てることができるよう令和6年1月に大牟田市公有財産事務規則を改正しました。

契約更新に係る事務処理については、契約書類に不備が生じないようにチェックリスト等を作成し対策を図ってまいります。

今後も市有地の貸付に係る土地賃貸借契約の手続きについては、貸付人との契約更新が円滑に行えるよう契約更新前の事前通知や電話での説明、契約書の書類発送等、契約者との丁寧なやり取りを行い、契約更新の締結を行った上で貸付料を徴収してまいります。